

京都市消防局訓令乙第10号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員の特例退職等に関する規程の一部を改正する規程（平成19年8月16日京都市消防局訓令乙第2号）の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

附則第4項中「,第4項及び第5項」を「及び第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の京都市消防職員の特例退職等に関する規程の一部を改正する規程（平成19年8月16日京都市消防局訓令乙第2号）の規定は、この訓令の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

（消防局総務部人事課）